

9. 情報ギャップと高校・大学における金融教育

1. 情報ギャップとは

1. 大学進学機会の格差と情報ギャップ

前節までに示したようにアメリカでは 1970 年代後半以降、学生への経済的支援制度（奨学金等）を含めて、進学機会の格差是正のための様々な施策が実施されてきた。にもかかわらず、家計所得、人種等による大学進学率の格差はほとんど縮小していないという（Avery and Kane 2005）。なぜ格差の是正が進まないのか。その要因の一つとして着目されているのが「情報ギャップ」の存在である。すなわち大学進学に関する情報（とりわけ経済的要因に関わる情報）が、家計の所得水準や人種等によって偏在しているために、学生支援制度が有効に機能していないのではないか、ということである。

ここでいう「情報」とは、(1)大学進学に要する費用（授業料、学費）、(2)大学進学による経済的便益（大卒-高卒間の生涯賃金の差）、(3)学生支援（奨学金等）の獲得可能性などに関する情報を指す。(1)を過大に推計すれば低所得階層出身者は進学をあきらめることになる。一方(2)(3)を過小に見積もるならば、やはり大学進学を見合わせることになるだろう。そこで、大学進学に関する正しい情報・知識の有無、情報収集のための活動量における所得階層や人種間での差異が、大学進学機会に対する生徒／保護者の認識（*perception*）の差異を形成し、結果的に進学率の格差を形成しているのではないかという仮説の下、アメリカでは多数の実証分析が蓄積されている⁸⁷。

むろん、大学進学に対する認識は、実際に進学／非進学の選択を行う高校卒業時よりもかなり早い段階において、出身家庭の家庭環境等によって規定される部分が多い。しかし適切な情報提供を行うことにより、格差解消の可能性を見出すことができるのではないか、という問題意識がこれらの実証研究には共有されている。

2. 情報ギャップとローン問題

すでに多数の実証研究の蓄積があると述べたことからわかるように、情報ギャップへの着目は必ずしも目新しいテーマではない。ただし学生支援における近年のローンの拡大によって情報ギャップの問題が複雑化していることは明らかであろう。大学進学に係る費用あるいは便益の計算に、費用調達コストの高いローンが加わることで、費用と便益の比較考量は以前に比べてはるかに複雑になっているからである。ローンの利用が一般的になることで新たに問題が生じたというよりも、むしろこれまで潜在化していた問題があらためて表面化したといった方が適切なのかも知れない。

⁸⁷ これらに関する詳細なレビューについては Terenzini et al. (2001) などを参照されたい。

ローンの拡大によって注目されるようになった情報ギャップの具体的実態の一つが「ローン回避 (loan aversion)」の問題である。一般的に低所得階層出身者は大学進学に際してローンの利用を避ける傾向にある (Callender and Jackson 2005, Perna 2007)。学費の高騰によって大学進学に際してローンの利用が不可避であるとするならば、低所得者層における「ローン回避」の傾向は、そのまま進学率の格差を温存することになる。もちろん大学進学の便益を正しく計算した場合、たとえローンを利用して大学に進学する方が経済的には有利な選択であることはいままでもない。少なくともスタフォードローンのような公的な学生支援制度において、ローンの利用が経済的に不利な選択肢となるような制度設計が行われるはずがない⁸⁸。にもかかわらず低所得者層はローンを回避することによって大学進学をあきらめているというのである。

本節では以下、情報ギャップによる進学機会の格差がいかんして形成されているのかについて、学生ローンとの関わりを中心に、近年のアメリカでの研究動向をレビューすることとした。

2. 情報ギャップの具体的諸相

情報ギャップがどこで、どのようにして進学機会の格差形成に結びついているのか (“financial aid information divide” Burdman 2005)。これらを明らかにすることは、情報ギャップの解消策を検討する上できわめて重要である。ここでは、進路選択の具体的プロセスに沿って、(1) 高校在学中、(2) 大学の入学志願時、(3) 大学在学中、(4) 大学卒業時 (卒業後) のそれぞれの場面ごとに整理を行う。

1. 高校在学中—進路カウンセラーの役割—

情報ギャップの存在が、大学への進学／非進学に最初に影響を及ぼす場面は、大学進学にかかる費用や便益の見通し、さらにはローンの利用に対する認識 (perception) の形成を通してである。これらは高校在学中の早い時期に (もしくはもっと以前の段階で) に生じる。これらの認識の形成に対しては保護者からの影響、すなわち家庭環境要因が大きな位置を占めている (Burdman 2005, Perna 2007)。とりわけローンに対する態度は、借金に対する個人的な成功／失敗体験や価値観による影響が大きい。たとえば、保護者がローンを利用して大学を卒業し、その後社会的な成功をおさめている保護者のいる家庭では、子どもの進学に際してもローンの利用を積極的に考えるだろう。反対に借金の返還で苦労した経験を持つ保護者の場合、ローンに対して忌避的な態度をとるだろう⁸⁹。しかも保護者が大卒者ではないいわゆる「第一世代 (first generation)」や、きょうだいに進学経験のある者がいない場合、大学進学に要する費用や、卒業後のメリットを実感として把握することができないため、費用の過大推定や便益の過小推定が生じやすい。

⁸⁸ ただし個人によって偏差すなわち一定のリスクが存在することを否定するものではない。

⁸⁹ 一般的に借金の返還に苦労するのは低所得者層である。

こうした家庭環境によるマイナスの影響を回避するためには、高校における進路指導が果たす役割は小さくない。実際に、低所得階層出身者においては、進学時の学生支援（奨学金等）に関して、高校のカウンセラー・教員に相談する傾向が強いという。（Berkner and Chavez 1997）。

しかしこのことは一方でカウンセラーのローンに対する価値観（ローン回避の傾向）が、生徒の進路選択に対して影響を与えかねないことを意味している。たとえば、低所得階層出身の生徒に対しては、学費の低い（＝ローンの不要な）コミュニティーカレッジへの進学を勧めるといったことが生じるのである（MacDonough and Calderone 2006）。

表 29 は、全米大学進学カウンセリング協会（National Association College Admission Counseling: NACAC）が、高校の進路カウンセラーを対象に実施した調査の結果である。「ローンを借りるよりは、コミュニティーカレッジへの進学や、パートタイムでの進学をした方がよい」という質問に対して、「とてもそう思う」から「まったくそう思わない」と回答した者の比率を、そのカウンセラーが在籍する高校の4年制大学進学率別に示している。表が示すように、卒業生の大半が4年制大学に進学している高校のカウンセラーでは、この質問に対して「とてもそう思う」と回答した者は7.1%であるのに対して、進学者の少ない高校では13.8%のカウンセラーが「とてもそう思う」と答えている。一般的にアメリカでは、大学進学率の低い高校は低所得階層の生徒が多い地域に立地しているので、この結果はカウンセラーが生徒の家庭の経済的状況を勘案して、低所得階層出身者に対してローン回避を勧めていると読み取ることができるだろう。すなわち高校のカウンセラーが学生支援制度（financial aid）の情報提供を介して「ゲートキーパー」の機能を果たしてしまっているのである。

表 29 高校のカウンセラーの「ローン回避」による影響

	とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない
進学率 0～25%	13.8	48.3	27.6	10.3
26～50%	11.9	45.9	30.3	11.9
51～75%	9.6	39.1	40.6	10.7
76～100%	7.1	28.9	45.6	18.3
四年制大学進学率の平均値	(38.4)	(47.4)	(59.2)	(69.8)

「ローンを借りるよりは、コミュニティーカレッジへの進学やパートタイムでの進学をした方がよい」という質問への回答（%）。括弧内の数値は各選択肢ごとに、当該カウンセラーが所属する高校の4年制大学への進学率の平均値。

（出典）NACAC 2007

かつてアメリカの高校のカウンセラーは、生徒の「学力」をめぐってゲートキーパーの役割を果たしているとの批判があった。4年制大学に進学を希望していても学力的に学業継続が困難（＝卒業が難しい）と思われる生徒を、暗黙裏にコミュニティカレッジへの進学に水路づけているのではないかという批判である。ところが、ちょうど現在の我が国の状況と同様に、4年制大学への進学機会が拡大し、学力による選抜が実質的に機能しない大学が登場するにつれ、学力をめぐる選別＝ゲートキーパーとしての役割は放棄された（Rosenbaum 2001）。そのかわりに生徒の大学進学への「費用負担能力」をめぐってゲートキーパーとしての役割を果たすようになっているというのである。

カウンセラーの「ローン回避」それ自体も、情報ギャップに起因すると見ることができる。大学進学の実効性、ローンの利子率、現在価値といった経済学的なタームを、高校生に対して分かりやすく説明できる人材が不足していることも指摘されている。現在、多くのカウンセラーは、心理学をその学問的背景としており、大学進学の実効性を的確に説明できるような訓練を受けた者がほとんどいないのが実情であるという（Burdman 2005）。

したがって学生への経済的支援をめぐって高校が行うことは、「連邦学生支援申請書（FAFSA）の提出を促すこと」くらいしかできないという（Burdman 2005）。しかし連邦学生支援申請書（FAFSA）の書式の複雑さ（全6頁で120項目の質問からなる）から、それも容易なことではない。多くの高校では、大学の学生支援部署（Student Aid Office）の職員等を招いて、“Financial aid night”などと呼ばれる生徒および保護者を対象にした説明会等を開催して情報の提供に努めている。また個々の学校単位だけではなく、関係団体による説明会も各地で実施されている。たとえば、YMCA とルミナ財団の共催で行われている College Goal Sunday と呼ばれるプログラム（<http://www.collegegoalsundayusa.org/>）は、2009年現在、全米の43州で奨学金制度等に関する説明会（ワークショップ）を開催している。ここでは説明会の会場で、指導を受けながら実際に連邦学生支援申請書（FAFSA）を記入するなど、奨学金制度等を利用するための支援がなされている。

2. 大学への入学志願プロセス

大学への入学志願プロセス（application process）の複雑さも、情報ギャップを生じる要因となっている。つぎに示すのは、今回われわれが訪問調査に訪れたメリーランド大学（州立）の入学者決定までのプロセス（スケジュール）である。

12/1～2/1 入学審査

2/1 連邦学生支援申請書（FAFSA）提出の締切日

2/5 入学許可（→この時点では奨学金等の受給の可否は知らされない）

2/20 まで メリットベースの奨学金の審査（→Admission Office が担当）

3/15 まで ニードベースの奨学金の審査（→Student Aid Office が担当）

5/1 入学の意思表示

Labor Day（9月の第一月曜日）の翌日から秋学期開始

このように、我が国の大学と比較した場合、願書の提出（当然、12/1より以前）から実際に入学の意思を大学に伝えるまでには、かなり長い期間を要することがわかるだろう。このプロセスの随所に、情報ギャップを生じる可能性が潜在しているのである。

連邦学生支援申請書（FAFSA）と情報ギャップ

前項で述べたように連邦学生支援申請書（FAFSA）の書式の複雑さが、低所得階層の学生にとって、奨学金等の経済的援助を受ける際の「障壁」の一つになっていることはしばしば指摘されている。しかし連邦学生支援申請書（FAFSA）記入の困難さだけが情報ギャップの要因というわけではない。連邦学生支援申請書（FAFSA）はその名称が示すように「連邦の」奨学金制度（ローンも含む）の申込書であり、連邦奨学金を必要としない学生にとっては必要とされないように思える。ところが実際は多くの大学において、ニードベースの連邦奨学金以外、すなわち州政府の奨学金や大学独自の奨学金の受給を決定する際にも利用されている。連邦学生支援申請書（FAFSA）を提出しなければ、知らず知らずのうちに他の奨学金の受給資格を得られないこともある。

また上記のメリーランド大学の例では、2月1日までに連邦学生支援申請書（FAFSA）を提出することを求めている⁹⁰。ところが連邦学生支援申請書（FAFSA）の書式に記されたメリーランド州の公式の連邦学生支援申請書（FAFSA）提出期限は3月1日になっている。つまり同一の州内であっても連邦学生支援申請書（FAFSA）の提出期限が異なっているのである（もちろん州によっても提出期限は異なる）。そのため提出時期を逃してしまう学生も存在するという（ACE 2004）。

さらに連邦学生支援申請書（FAFSA）の記入項目が学生に与える潜在的な心理的効果の影響も指摘されている。連邦学生支援申請書（FAFSA）の質問項目の一つに「Q31 グラントに加えて、ワークスタディや学生ローンの利用にも関心がありますか」というものがある。大学の Student Aid Office が各学生のパッケージを組む際に、この質問項目への回答を見て、グラントだけでは不足する場合にローンを組み込むかどうかを決定するために用いられる。ところが学生（高校生）の立場からすれば、この項目にチェックを付けることでグラントの受給可能性に影響するのではないか（「グラントではなくローンの枠に回されてしまうのでは？」）という不安を招いているという事例が報告されている（Burdman 2005）。ちなみに当該質問項目の意図をきちんと説明するとかれらは安心してこの項目にチェックを付けたという。

ここで取り上げた例はいずれも、正しい情報・知識を知っていれば何ということのないものばかりであろう。しかしこうしたミクロな「情報ギャップ」の累積が結果的に進学／非進学を規定する可能性の存在を指摘しておきたい。

⁹⁰ 大学に直接提出するのではなく、連邦教育省に連邦学生支援申請書（FAFSA）を提出する際に入学を希望する大学名を申告する。

表 30 連邦学生支援に申し込まなかった学生の比率

TABLE: PERCENTAGE OF UNDERGRADUATES WHO DID NOT FILE A FAFSA FOR 1999-2000, BY DEPENDENCY STATUS, INCOME, AND ATTENDANCE STATUS					
	Full-Time (%)	Half-Time (%)	Less than Half-Time (%)	Mixed Attendance (%)	Total (%)
All Undergraduates	32.5	62.1	66.9	51.1	49.8
All Dependent Students	34.5	64.4	75.1	50.9	42.2
Less than \$20,000	13.7	34.0	57.4	32.1	20.5
\$20,000 to \$39,999	23.5	50.8	66.5	37.5	31.6
\$40,000 to \$59,999	34.6	71.7	82.4	48.2	43.7
\$60,000 to \$79,999	37.4	76.2	82.8	56.0	46.2
\$80,000 or more	50.4	83.3	78.3	67.1	56.9
All Independent Students	28.6	61.0	69.3	51.2	57.1
Less than \$10,000	17.4	27.8	64.0	19.3	24.3
\$10,000 to \$19,999	21.6	42.8	70.5	35.2	36.3
\$20,000 to \$29,999	31.6	53.4	85.0	46.0	54.7
\$30,000 to \$49,999	43.5	70.8	94.8	65.4	73.5
\$50,000 or more	63.6	86.8	96.7	81.4	87.8

(出典) ACE 2005.

表 30 は American Council on Education (ACE) が行った連邦学生支援申請書 (FAFSA) の提出に関する調査の結果である。低所得階層⁹¹であっても、依存学生 (保護者に扶養されている学生) で約 20%, 独立学生で約 25%の者が連邦学生支援申請書 (FAFSA)を提出していない。その理由は、家族が教育費を支払うことが可能 (41%), 家計所得が高すぎる (24%), 締め切りを過ぎてしまった (9%), その他 (29%) となっている。学費の低いコミュニティカレッジの学生の方が提出していないことから本当に連邦奨学金が「不要」な者の割合を反映した結果であるともみえるが、その一方で申請しなかった者のうちフルタイム学生の 16%, パートタイム学生の 13%, ハーフタイム以下の 11%が、ペル奨学金 (給付奨学金) の適格者であったとみられている (ACE 2005)。後者の事実からは、奨学金の受給要件に関する正しい情報・知識の欠如が連邦学生支援申請書 (FAFSA)の提出に影響を及ぼしていることを読み取ることができるだろう。

3. Student Aid Office による情報ギャップ

高校の進路カウンセラーのローンに対する認識・態度が生徒の進路選択に影響を及ぼしていることは先に指摘した。同様に大学の学生支援オフィスの担当者のローンに対する認識・態度もまた進路選択に影響を与える可能性を有している。

周知のようにアメリカの大学では入学前に各学生に対して、実質的な学費 (=名目学費-奨学金) が「パッケージ」として提示され、学生はそれを参考にして進学する大学を選択する。このパッケージをどのように組むかには、学生支援オフィスの担当者の裁量が働く。家計負担額

⁹¹ 依存学生の場合 2 万ドル未満、独立学生の場合は 1 万ドル未満を指す。

と給付奨学金によって学費全額 (cost of attendance) を満たさない場合に、さらにローンをパッケージに組み込むか否かには、学生の希望だけでなく、担当者のローンに対する認識・態度が反映される。一般に、コミュニティカレッジ<州立大学<州立研究大学<私立大学の順番で、初めからパッケージにローンを組み込む傾向があるという (Burdman 2005)。また学生が特に強く希望しないかぎりローンに関する情報を提供しないというコミュニティカレッジの事例も報告されている。むろん大学側にとっては学生の将来の返還負担を考慮しての判断なのだろう。しかし本当はローンを利用できるにもかかわらず、そのことを知らないまま、自己負担額の大きさを見て進学をあきらめてしまう学生を生じることにもなりかねないのである。

大学独自奨学金の決定の不透明性の問題も指摘されている。同程度の社会経済的地位 (Socio Economic Status) の学生であっても実質学費が大きく異なることがある (Hill et al 2005)。こうした不透明性の存在が、奨学金の申請をためらわせる原因にもなりうる。さらに、パッケージを学生に提示する際の書式 (Award letter) のわかりにくさも情報ギャップを生み出す要因となる。大学によって書式がまちまちな上、略語等が多用されているために、慣れていない人には内容がわかりにくく、複数の大学から得た Award letter の比較は困難だという。そのため Award letter の標準化の必要性も提唱されている (Consumer Union 2007)。

4. 大学在学中

金融教育の実施

2008年の高等教育法の修正 (Higher Education Opportunity Act) により、ローンを利用する学生に対して、入学時のカウンセリング (entrance counseling) が義務付けられた。その内容についても同法により詳細に規定されている (付録@-1 参照)。多くの学生にとって初めてローン (金融知識) について説明を受ける機会であり、いうまでもなく高校卒業時の進路選択にはまったく影響しない。ローンに対する正しい情報・知識の欠如により返還開始後に不利益を被らないようにすることが入学時のカウンセリングの目的であろう。

しかし入学時のカウンセリングについては、その効果に対して疑問が投げかけられている。その原因は学生の無関心にあるという。カウンセリングの内容はいずれも重要な情報であることは疑いないが、これから学生生活を開始しようとする学生にとっては未知のものであるだけでなく、返還に関する情報が必要とされるのは随分と先の話だからである。また、インターネットを利用して実施する大学が多いことも学生の無関心を生む理由の一つであることが指摘されている (Burdman 2005)。前項でも言及したメリーランド大学では、Office of Student Financial Aid のホームページに、Entrance/Exit Interview へのリンクが貼ってあり、そこを辿っていくと、すべての Entrance/Exit Counseling はオンラインで完結する。実際には、“Mapping Your Future” という外部の組織のウェブサイト (<http://mappingyourfuture.org/oslc/>) に移動し、そこで各種のローンプログラムごとのカウンセリングを受けるようになっている。

5. 大学中退者のローン問題

大学進学に際してローンを利用する学生の増加にともなって、非中退率（retention rate）の維持がこれまで以上に重要な課題になっている。ローンを借りて中退した場合、4年制大学卒業生（学士学位取得者）と比べて、入学から6年後の失業率は2倍（中退者15%、卒業生7%）に、ローンの債務不履行（デフォルト率）は10倍（それぞれ22%、2%）になるとの分析結果がある（Gradieux and Perna 2005）。低所得とローン返還の負担という二重の困難を抱え込むリスクが高まるのである。

とはいえ学費が高騰している現状のもとで、経済的困難を抱える低所得階層出身者の非中退率を維持するのは容易なことではない。低所得階層出身者の場合、高騰した学費を支弁するためには、「より多く借りるか」、「より多く働くか」の選択が迫られるからである。ローンの額を増やした場合、当然、将来の返還負担が大きくなる。一方で、在学中のアルバイト等を増やすならば勉学に影響することは避けられない。「より多く働く」ことは学業面で中退のリスクを高めるのである。

Financial aid office の担当者にとって中退リスクの高い学生に対する対応は難しい問題である。ここでも「情報ギャップ」、「ローン回避」に直面するからである。大学中退が低所得・失業のリスクを高めるという事実を考慮すれば、ローンを利用してでも在学継続の方が合理的な選択であるといえる。しかし学生がローンについての情報・知識を十分に持っていない、あるいは Financial aid office が、ローンを利用可能であることについて十分に情報提供しないことで、実はわずかなローンを利用することで就学継続できたかも知れないのに、結果的に経済的理由で退学せざるを得ないことも起こりうるのである。

6. 大学卒業時(卒業後)

大学卒業時以降に重要となる「情報」は、いうまでもなく返還方法に関する情報である。アメリカの高等教育法では、大学卒業時（もしくは中途退学時）にも、ローンの利用者に対して大学がカウンセリングを実施することが義務づけられている（exit counseling）。卒業時のカウンセリングの内容は、返還方法のオプション、毎月の要返還額、返還の免除・猶予に関する事、債務不履行時に被る不利益などであり、先述の入学時のカウンセリングと内容的にはほとんど変わらない。また卒業時のカウンセリングにおいても、ウェブ上のプログラムを利用する形で提供している大学が多いようである。

大学進学機会の格差の形成要因とはまったく異なる文脈においても、「情報ギャップ」という用語は用いられている。学生ローンの保証機関としては最大手の一つである American Student Assistance (ASA) は、同機関の社会的使命として情報ギャップの解消を挙げている。返還期間中に、当初の月賦額での返還が困難になったり、一時的な延滞状態になったりした場合に、返還猶予の条件や、月々の返還額を低額にすることが可能な返還方法について正しい情報を与えられていれば、信用履歴への登録、債権回収の法的措置などより重大なペナルティーに達する前に、何らかの手段を講じることができるだろう、というのである。ASA ではウェブ

等を通じた一般的な情報提供だけでなく、個々人の状況に応じたカウンセリングなどきめ細かな個別対応による情報ギャップの解消を目指している。

保証機関によるこうした取り組みに対して連邦政府は補助を行っている。ASAはデフォルト率が一定の水準を下回った場合に、補助金を受け取る契約を連邦政府と結んでおり、これによりデフォルト債券の回収よりもデフォルトの防止に対してインセンティブが働くようになっている。われわれが調査に訪れたメリーランド大学の学生支援オフィスの担当者は、ASAを保証機関として指定することを数年前から推奨した結果、卒業生のデフォルト率が近年、徐々に低下していること、また同大学の卒業生でASAを保証機関としている者のデフォルト率は0.6%で、同大学の平均1.2%を大きく下回っていることを報告している⁹²。

学生ローンの利用が一般化した現在、卒業生の負債管理 (debt management) には、政府、大学、銀行 (レンダー)、保証機関等が連携しながら、情報提供を行うことが求められている。

7. 小括

本章では、アメリカにおいて学生ローンに関する「情報ギャップ」がどのように問題視され、その解決策としていかなる方策が採られているかを報告した。日本では、これまでのところ「情報ギャップ」が注目されることはなく、高校、大学等においてもローンに関する知識についての教育はほとんど行われていないのが実情である。最後にアメリカの事例からわが国への示唆を提言として示すことで、本章のまとめとしたい。

まず、進学希望を持ちながら、経済的理由で断念している生徒や保護者に対して、どのような奨学金、授業料免除を受けられる可能性があるのかを進路指導等を通じて十分に説明することは最低限必要である。その際、ローン (貸与奨学金) の返還にかかるリスクを説明することも必要である。ただし、リスクのみが強調されると「ローン回避」を生じるので、大学進学の便益や利息の計算といった最低限の金融知識をわかりやすく提供しなければならない。必ずしも金融知識に精通しているわけではない高校の教員の進路指導にのみ委ねるのではなく、専門的な知識を有する者の関与が必要となるだろう。

また「お金」に関わる事柄は、生徒にとってもその家庭にとってもデリケートな問題であるから、説明会方式のような集団での情報提供あるいはウェブや小冊子等を通じた広報だけでは、各人の実情に応じた有益な情報を得ることは難しい。個別のカウンセリングと組み合わせるなど一人一人に応じたきめ細かな対応が必要とされる。

むろん奨学制度そのものを充実させることも重要である。現行の日本の公的奨学制度は日本学生支援機構による貸与奨学金 (ローン) のみで、グラントがほとんど存在しない。アメリカと比較した場合、日本の制度の方が一元的でわかりやすいという見方も出来ないことはないだろう。しかしその一方で、現在のように奨学金受給率が高まるにつれ、奨学制度の主たるターゲットがどこにあるのかが分かりにくい、メリハリの効かない仕組みになっていることも否め

⁹² 下院教育労働委員会における証言 (2008年3月14日)

<http://edlabor.house.gov/hearings/2008/03/ensuring-the-availability-of-f.shtml>

ない。このことが、奨学金拡充をめぐる賛否の論争を引き起こしているといえるのではないだろうか。

奨学制度の充実を訴えるためには、その前提として経済的要因（家計の費用負担）が進路選択に影響を及ぼすメカニズムの解明が必要である。近年、わが国でも家庭の所得階層によって大学進学率に明確な格差があることを示す実証的なデータが蓄積されてきた（東京大学大学経営・政策研究センター 2005）。しかし本章で示したアメリカでの研究によれば、奨学金等による家計負担の軽減策が、所得による進学率の格差縮小にすぐさま寄与するかどうかは必ずしも自明ではない。生徒・保護者の進学に対する心理的メカニズムや、進路指導等における「隠れた制度」の影響など、進路選択のミクロなプロセスについての実証研究が求められている。

付録

“高等教育機会法（Higher Education Opportunity Act）”（2008年の高等教育法の修正）

第488条(I) 借り手に対する Entrance Counseling

(1) (ローンの) 開始前に必要な情報の開示

(A) 通則 各資格機関は、政府保証民間ローンローン、連邦直接教育ローンローン（いずれも統合ローンと PLUS ローンを除く）あるいはパーキンズ・ローンを初めて利用する学生に対して、ローンの契約条件や借り手が有する義務に関する包括的な情報を、つぎの(B)に示す方法により、確実に与えなければならない。それらの情報は、

(i) 単純かつ分かり易い方法で提供されなければならない。

(ii) これらの情報は以下のような方法で提供することができる。

(I) 入学カウンセリングの際に本人に対して直接行い、

(II) 学生が署名をした書式の提出を要する

もしくは

(III) オンラインで（学生がその情報を受け取ったことを確認できる方法で）

(B) 双方向的なプログラムの利用

教育長官は、各機関に対して、ローンに関する情報を学生がきちんと理解していることが確認できるような方法を用いて (A) に示した要件を実施できるように、支援しなくてはならない。

(2) 与えられるべき情報

借り手に対して与えられるべき情報は次のような内容を含まなくてはならない。

(A) 実行可能な範囲において、ローンを受けることが、他の学生援助の方法を受ける資格の有無に及ぼす影響

(B) 約束手形の使い方に関する説明

(C) 返還開始前の利息の発生や元金化に関する情報

(D) 在学中の利息の支払い方法のオプション

(E) 在学要件（履修要件=half-time enrollment）の定義、および在学要件を満たさなくなった場合の帰結

(F) 在学年限の途中で退学しようとする場合に、在籍機関の担当部署に連絡することの重要性の説明。これにより当該機関は Exit Counseling を実施することができる。

(G) 負債の額に応じた要返還月額例

(H) 当該教育課程を修了するしないにかかわらず、借り手はローンの全額を返還する義務を負うことの説明

- (I) 信用履歴への不利益，連邦法に基づく延滞債権の回収手続きと訴訟についてなど，債務不履行時に予想される帰結
- (J) 「全国学生ローン情報システム」(National Student Loan Data System)に関する情報と，自分の記録に対するアクセスの方法
- (K) 借り手の権利と義務，ローンの契約条件等についての疑問を持ったときに，学生が連絡することができる担当者の氏名等に関する情報

第 488 条(b) 借り手に対する Exit Counseling

(1)(A)

各有資格機関は，学生支援担当部署等を通じて，政府保証民教育ローンローン（統合ローンおよびプラス・ローンを除く），連邦直接教育ローンローン（統合ローンおよびプラス・ローンを除く），パーキンズ・ローンの借り手に対して，当該機関の学習課程を修了する以前，もしくは当該機関から離れる際にカウンセリングを行わなければならない。このカウンセリングには以下に示す内容を含まなくてはならない。

- (i) 利用可能な返還方法に関する情報。各返還方法の特徴と返還の典型例（各返還方法の下での，予想される毎月の返還額，支払うべき利子や返還総額の違いに関する情報）
- (ii) 債務の返還を容易にするための負債管理のストラテジー
- (iii) 繰り上げ返還や返還方法の変更が可能であることの説明
- (iv) 返還の全額または一部免除の条件についての説明と返還免除にかかる文書の配布
- (v) 返還の猶予の条件についての説明と返還猶予にかかる文書の配布
- (vi) 債務不履行時の帰結。信用履歴への不利益，連邦法に基づく延滞債権の回収手続きとそそ用についてなど。
- (vii) 統合ローンおよび連邦統合ローンに関する情報